

意見陳述（R4年11月29日）

私は原告の金城龍太郎と申します。この陳述の機会に、本住民投票実現に向け尽力されながら、その日を待たずにこの世を去ってしまったメンバーへの追悼を兼ねながら意見を述べさせていただきます。

今年7月にガンとの闘病の末ご逝去された川平成雄さん。川平さんは本住民投票実施の署名集めの請求代表者としてこの4年間、共に走り続けて下さいました。琉球大学で法文学部の教授をされていたこともあり、論理的な話し方と丁寧な口調からとてもお堅い印象の方でした。しかし、活動が続いているとその川平さんの四角いお顔としっかりとした眉、鋭い眼光の奥に溢れる情熱と柔かい笑顔を持っていることを知りました。

川平さんとのお付き合いの中で忘れられない思い出があります。2人で路上寝込みの方を救ったことです。本会の集会後に飲食店で懇親会を開き、その帰りに私が川平さんを車で送っていく途中でした。路地に泥酔して寝込んでいる方を見つけたのです。その方は泥酔しすぎて住まいを思い出せない状態でした。辛うじて地名と建物の2文字ほどが出てきた時、川平さんが閃きました。なんと偶然にも川平さんのご自宅近くのアパートでした。その方を無事に部屋まで送り届けた後の、どこまでも広がる星空を忘れられません。私たちは小さな冒険をした心地でした。それはまるで、謎を解いて事件を解決したシャーロックホームズと相棒ワトソンのようです。川平さんは声を弾ませながら言いました。「私たちにはあの道を通って帰るべき理由があったんです。人は出会うべくして出会う」と。

この住民運動が動き出したことにもしかるべき理由があったことでしょう。

石垣市自治基本条例においても川平さんが得意とする分野でした。この裁判で、石垣市の自治基本条例制定に関わった当時の市長、副市長、市議会議員、審議会委員、市民検討委員、市担当職員、など自治基本条例制定に携わった多くの方の意見書が出されましたが、自治基本条例28条1項の要件を満たした原告らの住民投票の請求に基づいて、市長は、自治基本条例28条4項に基づいて、住民投票を実施する義務があることを当初から主張していたのも川平さんでした。

川平さんも見ていらっしゃるでしょうか。川平さんは意識の朦朧とする中、私の名前を呼んでいたと聞きました。私は急いで駆けつけましたが、川平さんが声を発することはありませんでした。しかし、一生懸命まぶたを持ち上げ、目で一瞥をくださりました。この上ないほど痩せ細っていてもなお、握った手はゴツゴツしていて分厚く、川平さんの重ねて来た人生に触れた気さえしました。その瞬間、川平さんと私は、島の先輩と後輩であり、友であり、同志であり、一人のひととひとでありました。そして一人のひととして、確かに想いを受け取りました。きっとこれまでもこうして想いを繋ぎながら、人々は、そして世界は権利を獲得してきたに違いありません。

たとえ4年経とうがこの住民投票実施を私たちは諦めません。川平さんも強く訴えていたように、自治基本条例28条こそが私たち石垣市民の住民投票条例であり、その1項と4項は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、市長に住民投票実施義務を課した」ものであり、また4分の1未満しか署名が集まらなかった場合でも、それがまったく無駄にならず、地方自治法74条に基づいた議会には諮られるというもので、私たち石垣市民の声をなるべくすくいあげようというものです。解釈を捻じ曲げ、そして住民投票条例を廃止してまで、私たち石垣市民の住民投票において意見を表明する権利が奪われています。このような非民主的な前例を作らないためにも。そして、強い想いをつなげ託してくれた方たちのためにも。だから私たちは声を上げ続けます。「署名は生きている」「想いは生きている」「だから私たちは今ここに立っている」

喜びも悲しみもすべて引き連れて進み続けます。どうか1日も早い住民投票の実現に向けて司法の救済をよろしくお願い致します。

金城龍太郎